



かすみがうら市
KASUMIGAURA

議会だより

No. 26

目次 CONTENTS

- P2-9 トピックス**
- ・単独火葬場整備計画に対する緊急質問
 - ・調査特別委員会中間報告等
 - ・高倉地区五輪堂橋改修工事に係る検査報告
- P10-12 6月定例会提出議案**
- P13-15 委員会活動**
- P16-19 一般質問**
- P19-20 コラム**



火葬場を市長が単独整備
実現性はいかに

議会の使命として
適法・適正な行政執行がなされているのか
市民の立場に立って、
監視に努めます。

◀ 美並小学校
のグリーンカーテン

市長は、石岡地方斎場移転計画に合意できないとの理由により、かすみがうら市単独による火葬場整備を表明。これを受け、6月10日、20日、30日に緊急質問がありました。

Q 議会の『石岡地方斎場建設に関する適切な措置を求める決議』（議会だよりNo. 25 参照）を問う。（山内庄兵衛 議員）

A 現時点で、決議とは明確に反しております。今後、私の計画を事務方ずつめ、それを議案として提出した段階で、新たにご判断いただきたい。



Q 市単独の整備額は2億5千万円とのことで、火葬場の概略設計図まで出たが、財源捻出の方法を問う。（山内庄兵衛 議員）

A 合併特例債を活用する予定です。これは建築工事費のみで、造成費等は入っておりません。

Q 運営を業務委託すると言っているが、その点を問う。（山内庄兵衛 議員）

A 市単独の場合、運営費は、業務委託のほうが安価と考えているため、委託による運営としたい。

Q 周辺の同意が得られない場合、石岡地方斎場組合の整備負担金よりも多額になった場合、単独火葬場建設ができなかった場合、市長はどう責任をとるのか。（岡崎勉 議員）

A 責任論ですが、これだけの決断には相当の決意を持っており、政治生命をかけてやる覚悟です。できない場合は想定しておりません。

Q 今回の表明は、市民への説明もなく、明らかに、市長の単独行為であり、市民の不安をあおるものではないか。

市民から選ばれた公職者として、自らの決定と行動に説明責任を果たす義務がある。市民への説明をどのような方法で行うのかを問う。（岡崎勉 議員）

Q 市単独で整備する場合、具体的な候補地はどこか。（岡崎勉 議員）

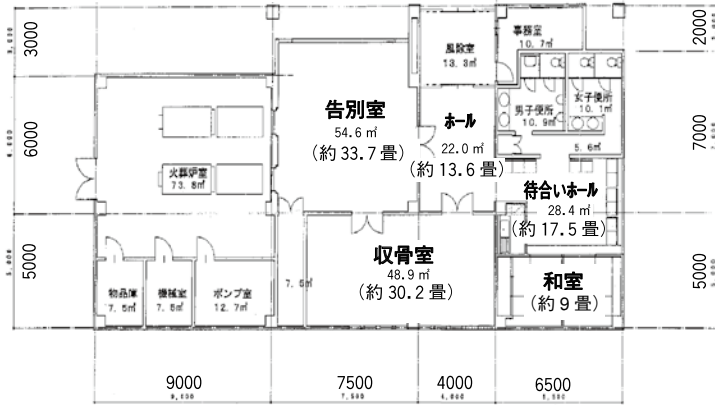
A 市有地、公有地を優先し、千代田地区に2カ所、霞ヶ浦地区の無指定地区ということも一つ想定に入れる必要があると考えております。

A 市民の皆さんが関心のあることなので、大体概略については、もう新聞報道等でわかっていると思います。

Q 市単独整備の場合、2億5千万円との新聞報道。石岡地方斎場移転建設と比較し、どのくらい安くできるのか？（栗山千勝 議員）

A 2億5千万円の概算見積もりは、極めて妥当である。構造は、鉄筋コンクリート造りであり、更に、安価な方法であれば、木造造りや鉄骨造りといった方法も可能です。あくまでも目安とするため、私が、業者から以前とりよせたものです。

【提出された市単独の火葬場平面図】



Q 霞ヶ浦地区は霞ヶ浦聖苑を利用、市単独の火葬場整備の場合、合併要因ではない。このため、合併特例債の認定が未知数である。市長の財源の考えを伺う。(栗山千勝 議員)

A 合併特例債の妥当な方法としては、霞ヶ浦地区も千代田地区も市単独の火葬場を等しく使うという考えのもとに財政計画や新市建設計画を立案すれば、合併特例債は十分使用可能であると考えます。また、維持管理費等を考えれば、新火葬場は千代田地区と霞ヶ浦地区の両方で使用する必要がある。

Q 石岡地方斎場組合から離脱するのか。(栗山千勝 議員)

A 6月6日の管理者会議で、石岡市、小美玉市は石岡地方斎場移転建設を共同整備、本市は単独整備という方向で一致した。両火葬施設の完成前は、現施設を使用し、3市で運営していくため、新施設の完成までは、今のところ離脱は想定しておりません。

Q 合併特例債の活用の場合、石岡地方斎場組合から離脱しなければ、市単独の斎場整備はできないと考えるが、市長の考えを伺う。(栗山千勝 議員)

A 特例債は離脱が条件とは考えておりません。しかし、石岡地方斎場移転建設事業に対して、本市が今まで支出した特例債の取り扱いを、きちんと決めないことには、その先に進まないのは事実です。

石岡地方斎場組合への分賦金の支出勧告に係る決議概要

(議員発議により提出され賛成多数で可決)

石岡地方斎場建設事業は、構成市の合意のもと、事業着手に至った事業であり、市民は、1日も早い完成を願っております。このため、平成23年3月4日、本市議会において「石岡地方斎場建設に関する適切な措置を求める決議」を議決いたしました。

ところが、平成23年6月23日、「かすみがうら市斎場整備単独事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会」において、同組合の分賦金が未納となっていることが判明。この分賦金(第1四半期分)は、納期限が平成23年5月25日であるにもかかわらず、「合意形成がなされた部分以外、支出を見合わせる」とし、支出保留の状態が続いており、このこと事態、まさに法に反する裁量権の行使であり、明らかに妥当性を欠く、極めて不当なものと言わざるを得ない。

この分賦金は、平成23年同組合の第1回定例会で議決され、同組合同規約第14条第2項では「分賦金は、組合議会の議決によって定め、関係市がそれぞれ負担するものとする。」と規定され、併せて、同条第3項では「前項の分賦金は、管理者の指定する期日までに会計管理者に納入しなければならない。」と規定されております。

かかる事態を憂慮し、当該特別委員会の審査では、「離脱が確定していない状況の中では支出すべきである」、「何を根拠に支出しないのか」「市長や執行部は法律等を準拠すべきだ」などの意見が噴出した。

これらを踏まえ、市長にあっては、当該特別委員会の審議経過を尊重し、法を遵守する立場である地方公共団体の首長であることを再自覚し、分賦金の請求に基づき、早急に支払うことを、かすみがうら市議会として、強く勧告するものである。

以上、決議する。

Q 我が市は、今まで石岡地方斎場移転建設事業に特例債を約9千万円支出。市長は、仮に市単独整備の総工費について4億円と言うが、支出した特例債が全額清算されない場合の費用に加え、繰上償還や交付税返還もある。市長の考えを伺う。

(栗山千勝 議員)

A 市単独で整備する場合、火葬場建設に要する費用と、繰上償還や交付税返還の費用も含め、4億円を上回らない努力をする。

単独火葬場整備に独走する宮嶋市長、議会決議を尊重せず 事業検証のため 特別委員会を設置

かすみがうら市斎場整備単独事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会

委員長：岡崎 勉

副委員長：加 固 豊 治

【委員会設置の提案理由】（議長発議により全会一致で可決）

石岡地方斎場の移転計画は、施設の老朽化や施設狭隘^{きょうあい}のため検討が進められ、構成市の合意のもと、事業着手に至った事業であり、千代田地区の市民は、火葬及び葬祭施設の一日も早い完成を願っております。このような市民の願いを踏まえ、平成 23 年 3 月 4 日、市議会において、石岡地方斎場建設に関する適切な措置を求める決議を議決し、市長にあっては、同斎場の建設を計画どおり推進するよう決議したところであります。

しかし、かすみがうら市長は、これらの決議を省みず、先般の新聞報道では、平成 23 年 6 月 6 日の石岡地方斎場の臨時議会において、「単独整備に向けた計画を 6 月議会で、市民、市議会に説明する」と明言し、同組合離脱の姿勢を崩さず、混迷を深めております。

市政運営者は、信義誠実、適正手続、公正透明性の原則などを遵守する義務を担っており、それはとりもなおさず、行政行為は正しい事実認定を前提として行われるべきものでもあります。しかし、今回の顛末は唐突の一語に尽き、単独整備の概要が全く議会に知らされていないということでもあります。

かかる事態を踏まえ、石岡地方斎場建設事業と（仮称）かすみがうら市斎場整備単独事業をそれぞれ精査し、あわせて、財政的な課題や事業推進の上の課題を洗い出し、どのように進めることが最もこれらの原則にのっとっているか、議会みずからが検証することが求められております。

今、かすみがうら市は何が求められ、何をすべきか、それは言うに及ばず、災害復旧に全勢力を挙げて事業推進すべき時期でもあります。しかし、残念なことに、このような議論が続けられていることに対し、市民からは不満の声が寄せられております。

かかる緊急事態を憂い、市民の代表者である市議会として、かすみがうら市の信頼を回復するためにも、かすみがうら市斎場の単独整備事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会を設置することを提案いたすところであります。

この特別委員会の設置につきましては、財政を所管する総務委員会と衛生事業の所管である産業建設委員会に所属する全議員で構成するかすみがうら市斎場の単独整備事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中も継続的に調査できることといたしたいと思っております。

不透明な道筋！ 事業費の清算

石岡地方斎場建設事業に関する検証について

検証1 ○石岡地方斎場建設事業の見直しに伴う経緯の検証

■宮嶋市長の要求(平成22年8月10日)…石岡地方斎場組合管理者へ要請

- 一つには、セレモニー部分の建設を削減すること。
- 二つには、火葬炉8基を5基に縮減すること。
- 三つには、駐車場の駐車スペース(約300台)を縮減すること。

■石岡市長と小美玉市長が譲歩(案)を提示

- 一つには、セレモニー部分の建設費は、石岡市と小美玉市が負担すること。
- 二つには、火葬炉は8基から6基に縮小すること。
- 三つには、予備炉2基分は、オープンスペースとして利用すること。

これに対し、宮嶋市長は、火葬炉6基(予備炉無し)と総額負担4億円以下の主張を崩さず、「市の火葬場の単独建設」を明言し、新聞報道に至る。

■検証した中間報告

1. 管理者会議の会議録の報告では、『火葬炉の使用回数』の議論となり、石岡市と小美玉市は、住民サービスの確保の観点から1炉2回/日の火葬を説明、宮嶋市長は、効率性の点から1炉3回/日を主張。これらに対し、石岡市長らは、『一週間先とか、夕方や朝方の火葬はできない』として、『効率性だけを目標しては、市民サービスはできない』と力説。しかし、宮嶋市長は、この3回に固執し、離脱の要因となったことが判明した。
2. 常に、「市民サービス」を最優先にしている宮嶋市長であるならば、譲歩の余地を模索すべきとの意見が付された。
3. 宮嶋市長の公約は「石岡地方斎場の移転計画の見直し」であり、「石岡地方斎場組合からの離脱」ではないとして、強い指摘がなされた。

石岡地方斎場移転事業(概要)

所在地：石岡市染谷字中島1749
事業費：23億円
敷地面積：58,241m²
延べ床面積：3,200m²
(平成23年6月現在)

検証2 ○茨城県内の斎場の現況と維持管理費の検証

■茨城県内の単独火葬場の報告

1. 茨城県内の20箇所の単独火葬場について、現況報告がなされた。
2. 平成に建築された単独火葬場(日立市を除く)の建設費用は、すべて10億円以上であることが報告された。

検証3 ○事業費清算に関する検証

■茨城県市町村課との特例債の協議報告書

1. 県協議では、起債の繰上償還と地方交付税の返還が予想され、更には、8月本体工事契約までに組合からの正式な離脱をしない場合、契約に対し、当初合意内容どおり相当の負担義務が生じる可能性があるとの報告だった。

■石岡地方斎場組合との清算時期と繰上げ償還の時期とその根拠

1. 茨城県市町村課との協議では、前例もないため不明との回答だった。

■繰上げ償還に伴う財源措置と地方交付税の返還措置の根拠とその時期

1. 離脱が仮定であるため、県では回答できないとのことだった。

■石岡地方斎場組合への負担金の返還措置とその根拠

1. 同組合の解散手続きには、知事への届出が必要であり、かつ、財産処分については、地方自治法第289条により財産処分を行い、関係議会の議決を要すると報告があった。

■検証した中間報告

1. 組合から離脱し清算しない限り、火葬場の単独整備に踏みきることには、問題があることが判明した。
2. 組合への分賦金の支出保留が判明し、早急に支出手続きを行い、責任を明確化すべきとの意見が付された。

中間報告します
(6/23・6/28)

実現性に疑問視? いまだ具体案を提示できず

かすみがうら市斎場整備単独事業に関する検証について

検証 1 ○建設場所の検証

■候補地

1. 霞ヶ浦地区 1 箇所・千代田地区 2 箇所の候補地は、示されなかった。

■検証した中間報告

1. 候補地となり得る市有地は数に制限があり、なぜ提出できないのかとの指摘がなされた。
2. 現時点で市民アンケートは予定がなく、地域説明会は実施する予定である。
3. 報道発表を踏まえ、市民の不安を解消するためにも、早期に建設候補地を示し、地域説明会を開催し、建設見込みの可能性の有無を把握することが、必要であるとの意見が付された。

検証 2 ○財源措置の検証

■総事業費と年次計画

1. 総事業費と財源内訳及び年次計画を求めたが、具体的な提案はなかった。

■財源措置

1. 具体的な、財源措置は提示されなかった。

■検証した中間報告

1. 合併特例債が対象となる根拠と手続きの説明を求めたが、現状のままでは、新市建設計画の見直しと石岡地方斎場建設事業の清算を行わないと、特例債の対象とならないことが判明した。
2. 総事業費も算出されておらず、石岡地方斎場建設負担金と単独整備費の比較もできないため、単独火葬場整備のメリットは確認できなかった。
3. 石岡地方斎場建設事業の清算について、本委員会より早期に調査するよう強い要請がなされた。

検証 3 ○維持運営費の検証

■維持運営費

1. 市単独事業の場合の維持運営費の試算は、提出されなかった。

■検証した中間報告

1. 石岡地方斎場建設事業と火葬場単独建設の維持費を、比較検証すべきという意見が付された。

検証 4 ○手続きと許可の検証

■都市計画決定

1. 順調に進んだ場合でも、都市計画決定に要する期間は、最低でも約 38 週間を要することが報告された。
2. 「基本構想」、「新市建設計画」や「都市計画マスタープラン」等の見直しについても、相当の期間を要することが報告された。
3. 都市計画決定上は、「鹿行地方斎場組合」の離脱の有無は問わないとの回答であった。

■検証した中間報告

1. 都市計画決定に相当の期間を要することを踏まえ、都市計画決定の見込みを検証するよう要請した。
2. 6月30日の本会議の緊急質問に対し、特例債の対象条件である「一体的整備」と言う観点から、「かすみがうら市の火葬場」として建設もあり得るとして、「鹿行地方斎場組合」の離脱も検討材料とする市長答弁があった。

検証5 ○計画案と見積書の検証

■計画期間

1. 本会議において、市長は平成25年3月末の完成に向けて、『政治生命をかける』と断言したが、既に7月に入ることを考えると、残り21ヶ月(約84週)である。
2. 計画日程の提示を求めたが、具体的な日程が示されなかった。

■総工費

1. 総工費の試算についても、具体的なものが示されなかった。

■2億5千万円の見積書

1. (株)宮本工業所より、市長提案の火葬場の工期は約40週との回答を得た。

■検証した中間報告

1. 都市計画決定と工事に要する期間のみでも、約78週間を要することが検証され、未だに候補地が示せない状況では、平成25年3月末の完成は見込めないとの意見が出された。
2. その上、総工費も財源も示されないため、「建設に対する覚悟」に、疑問が投げかけられた。
3. 現時点において、平成25年3月末の完成は不可能に近い状況であることが予測されるため、実現性の有無について、早期検証を強く求めた。
4. 計画上の位置づけもなく、財源確保をどのようにするのか等、今後検証すべき点が多いことが判明した。

検証6 ○関係法律との調整の検証

■各種関係法律と手続き

1. 農地法、道路法、建築基準法、河川法、公害対策、消防法、下水道法、水道法、都市計画法等の許可手続きについて、報告がなされた。

■検証した中間報告

1. 関係法律の期間について報告を受けたが、具体的な建設候補地が特定されていないため、許可見込みが検証できなかった。

災害に強い水道の構築と経営改善のための 調査特別委員会

委員長 長川 村成 二
副委員長 栗山 千勝

【委員会設置の提案理由概要】(議長発議により全会一致で可決)

本県は、3月11日の東日本大震災の被災地となり、本市でも多大な被害を受けております。一方、福島県第一原発事故により、安全の再確認、省エネの推進など、これまで類例のない大転換を迫られております。

ご存じのように、本市は水道の断水が続き、市民の多大なご協力により、これらを克服することができました。

東京水道の基本理念は、「つよい水道・やさしい水道・安心できる水道」であります。我が市においても、この「つよい水道」を構築するため、配水管の耐震化、緊急貯留システム、給水タンク車の整備、非常用電源の整備、霞ヶ浦地区と千代田地区のネットワークの再構築と強化など、解決すべき課題は山積しております。

一方、21世紀に入り、不況の影響もあって、水道事業の経営が大きな変革期を迎え、水の需要が低下し、収入が減少していることなど、十分に考慮しつつ、安全でおいしい水を省エネ化により供給できる「安心できる水道」をつくり上げていくことも念頭におく必要があります。

震災によって、人間は一人では生きていけないという当たり前のことを、身をもって知り、支え合う環境を存続すべきであり、また、この経験を風化させないためにも、災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会の設置を提案いたします。

『五輪堂橋改修工事の協定に関する事項』に係る検査報告

平成23年第1回定例会において、五輪堂橋改修工事の協定の締結に至る経緯及び負担のあり方について、
 地方自治法第98条第1項により、産業建設委員会で検査を行うことになりました。(議会だよりNo.25参照)

事実の確認

提出された書類より、次の事実が確認された。

- ①平成22年7月1日、「一級河川恋瀬川改修事業に伴う五輪堂橋改築工事に関する協定(案)」において、茨城県と石岡市とかすみがうら市の三者負担による整備が、茨城県と石岡市とかすみがうら市において、事前合意されたこと。
- ②平成22年12月1日、協定書において、茨城県とかすみがうら市の二者負担の協定を締結、これにより、石岡市負担分4427万6千円は、かすみがうら市が負担することとなったこと。
- ③平成22年7月22日の協定保留の理由は、「両首長間の協議」を求めるものであったこと。それらの裏付けとして、平成22年8月17日に、土浦土木事務所長と石岡市長が面談し、石岡市長より「斎場の問題が解決するまで五輪堂橋の協定締結を引き延ばすつもりはない。それなりの時期がきたら協定の締結には応じる」との見解を得ていること。
- ④平成22年8月23日、土浦土木事務所より石岡市の都市建設部長宛てに「9月3日までは協定を締結したい」旨、文書にて通知されたが、9月3日に石岡市の連絡はなかったこと。
- ⑤ヒアリングにより、9月15日に「かすみがうら市による負担の申し出」を行う前の8月お盆前後に、「かすみがうら市単独でも負担する旨」を、土木事務所に伝えるよう、担当者に指示したとのことであり、このことから、9月15日前に、かすみがうら市による単独負担の意思が、事前に伝えられていたことが確認された。
- ⑥平成22年9月15日、土浦土木事務所長とかすみがうら市長が面談し、かすみがうら市長より「道路管理者(石岡市)が負担すべき費用の金額をかすみがうら市が負担してもよい」との申し入れをしたこと。

検査の結果

提出された書類の検査の結果、平成22年7月23日から平成22年9月15日までの約2ヶ月間、本件について、一度も、石岡市とかすみがうら市の公式な協議が存在していないことが判明した。

また、事実確認の⑤及び⑥でも記述したように、かすみがうら市長により、「茨城県とかすみがうら市の負担による整備」を申し出たことが起因し、平成22年12月1日、本協定締結に至ったものと判断せざるを得ない。

行政界の道路整備や橋梁整備は、隣接する地方公共団体が相互に負担しあい、整備促進することが適切であり、一般的であることは申すまでもなく、延いては、その行政努力が、かすみがうら市民の負担軽減を図ることになる。

さらには、隣接である石岡市とは、今後、広域的な整備も発生するのであるということも、念頭におかなければならない。

従って、円滑な行政運営を進めると言う観点から、平成22年7月1日の原案を基本とし、改めて、茨城県と石岡市とかすみがうら市の三者負担の協議を、速やかに行うべきであるとの結論に達した。

なお、平成22年7月23日から同年9月15日までの間、本件について、協議すべきところ、一度も、石岡市とかすみがうら市の公式な協議が存在せず、どのような理由により協定保留となったのかも確認しておらず、適切な業務遂行がなされているとは判断しがたい。これらを踏まえ、今後の事務処理にあたっては、執行部内の齟齬を防止するため、経過や協議の記録を徹底し、併せて、一貫した説明責任が果たせるよう、執行部内の連携や透明性を図ることを指摘する。

「五輪堂橋改修工事の三者協定」の締結のため再協議を求める決議
 (委員会発議により提出され全会一致で可決)

石岡市との公式な協議なし 三者負担の協議を、速やかに行うべき



石岡市とかすみがうら市の
行政界をまたぐ整備中の五輪堂橋

五輪堂橋改修工事の協定締結に係る決議

(議員発議により提出され賛成多数で可決)

平成 22 年 12 月 1 日に、茨城県とかすみがうら市との間に「一級河川恋瀬川改修事業に伴う五輪堂橋改修工事に関する協定書」が締結された。

この協定は、平成 22 年 7 月 23 日に、かすみがうら市長に宮嶋光昭氏が就任した後、平成 22 年 7 月 1 日に石岡市長 久保田健一郎氏と前かすみがうら市長 坪井 透氏との間に合意された事実と、それまでの経過を否定して、平成 22 年 9 月 15 日に、かすみがうら市長 宮嶋光昭氏が土浦土木事務所に同事務所を訪ね、茨城県とかすみがうら市の負担による整備を申し出たことによって締結されたものである。

本件協定が締結に至るまでの間を考察するに、当事者である石岡市には連絡協議をすることなく、宮嶋市長独断で二者協定を進めたことは、行政機関が守るべき信義誠実の原則を無視した行為であり、この結果、当市の負担が 4427 万 6 千円増える不利益をもたらしたことは、宮嶋市長の恣意的独断行政の結果によるものであり、地方自治の本旨から逸脱したものであることは明らかである。

地方自治の運営は、行政運営の諸原則に則り、目的とする住民全体の福祉の増進を最少の経費で最大の効果を挙げる、行政が要請されていることは言うまでもないことで、地方自治体の執行機関は、自らの事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し執行する義務を負っているが、本件は正に義務に反する裁量権の行使であって、実質的に妥当性を欠く極めて不当なものと言わざるを得ない。

市長は、かすみがうら市政に対して、行政上の信義誠実の原則、適正手続きの原則、公正透明性の原則等を遵守する義務を負っているにもかかわらず、義務違反は明らかである。

行政行為は、正しい事実認定を前提として行われるべきものであるが、この度の行為は、今日迄の事実経過を無視し、社会通念上からも妥当性を欠き、最善の対応をとらねばならない義務をも意に介さない行為と言わねばならない。

この度の行政行為は、裁量権の範囲間であろうとはいえ、その判断経過で、考慮すべきことを考慮せず、極めて恣意的に行われ、法の一般的原則の信義誠実の原則と条理上の公益原則にも反し、あまつさえ、市の財政負担を強いたことは、不当な裁量権の行使である。

地方自治体の長は、担任する事務の処理に当たっては、行政運営の諸原則の上に立って、地域の課題に対して自らの判断と責任において、効率的にその解決を図り、行政を誠実に管理し、住民の福祉を増進する施策を執行する義務を負っているもので、市長は、行政運営上の適正手続の原則、説明責任の原則、公正透明性の原則を守るべきで、市長は、市長の行政執行の姿勢と、執行にかかわる当委員会の指摘事項を真摯に受け止め、再びかかることのないよう、在るべきようを見定めて、市民の負託に応える市政を具現されることを強く勧告するものである。

以上、決議する。

平成23年

第2回定例会



平成23年第2回定例会が、6月10日から6月30日までの21日間の会期で開催されました。今定例会では、東日本大震災の被災の影響等に伴い専決処分された平成22年度各会計補正予算、平成23年度各会計補正予算、条例の制定及び一部改正などについて、各所管の常任委員会へそれぞれ付託して審査を行ったほか、6月13日、14日、17日の3日間において一般質問（後頁P16～19）を行いました。

今定例会に上程された議案等は次のとおりです。

▼ 報告第2号

平成22年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものです。

▼ 報告第3号

平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものです。

▼ 報告第4号

平成22年度かすみがうら市土地開発公社事業決算について

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するものであります。

▼ 報告第5号

平成23年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算について

▼ 報告第6号

平成22年度かすみがうら市水道事業会計予算繰越計算書について

▼ 承認第1号

専決処分事項の承認を求めるところについて

〈平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）〉

承認

承認第1号から承認第6号については、3月11日に発生した東日本大震災による対応として補正予算を計上するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したものです。

▼ 承認第2号

専決処分事項の承認を求めるところについて

〈平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）〉

承認

▼ 承認第3号

専決処分事項の承認を求めるところについて

〈平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第6号）〉

承認

▼ 承認第4号

専決処分事項の承認を求めるところについて

〈平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）〉

承認

▼ 承認第5号

専決処分事項の承認を求めるところについて

〈平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）〉

承認

▼ 承認第6号

専決処分事項の承認を求めるところについて

〈平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）〉

承認

▼ 議案第34号

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

否決

専門知識を有する土木技術指導員を採用するにあたり、報



▲千代田中学校体育館の被災状況

報酬等を設定するため条例の改正を行うものです。

▼ 議案第35号

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

可決

東日本大震災による被災者への緊急対応として地方税法等の一部が改正されたことに伴い、雑損控除の特例、住宅ローン控除の特例並びに住宅用地の特例に関する規定を附則に追加するため、条例の一部を改正するものです。

▼ 議案第36号

かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

可決

志筑小学校移転整備事業が完了し、平成23年9月1日から移転先へ位置を変更するため、条例の一部を改正するものです。

▼ 議案第37号

平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)

可決

主な内容は、宍倉出張所の廃止に伴う解体及び土砂等の撤去工事費、介護基盤緊急整備特別対策事業としてのグループホーム新設に対する補助金、わかぐり運動公園体育館の災害復旧に要する経費を計上したものです。

▼ 議案第38号

平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第2号)

可決

成城台地内の污水管渠布設替工事を含めた災害復旧に要する経費を計上したものです。

▼ 議案第39号

平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

可決

幕の内地内及び市川地内の污水管渠布設替工事を含めた災害復旧に要する経費を計上したものです。

▼ 議案第40号

水槽付消防ポンプ自動車の取得について

可決

▼ 議案第41号

市道路線の認定について

可決

▼ 議案第42号

市道路線の変更について

可決

▼ 議案第43号

かすみがうら市教育委員会委員の任命について

同意

▼ 議案第44号

かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意

▼ 議案第45号

かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意

▼ 議案第46号

かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意

▼ 議案第47号

かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意

▼ 諮問第3号

人権擁護委員の候補者の推薦について

適任

▼ 諮問第4号

人権擁護委員の候補者の推薦について

適任

▼ 諮問第5号

人権擁護委員の候補者の推薦について

適任

6月定例会提出議案

▼ 議長発議
「災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会」の設置に関する決議

可決

(内容はP7を参照願います。)

▼ 議長発議

「かすみがうら市畜場整備単独事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会」の設置に関する決議

可決

(内容はP4を参照願います。)

▼ 委員会発議第4号

「五輪堂橋改修工事の三者協定の締結のため再協議を求める決議

可決

▼ 委員会発議第5号

保育制度改革に関する意見書

可決

▼ 議員発議第4号

五輪堂橋改修工事の協定締結に係る決議

可決

(内容はP9を参照願います。)

▼ 議員発議第5号
石岡地方斎場組合への分賦金の支出勧告に係る決議

可決

(内容はP3を参照願います。)

閉会中の継続審査について

決定

閉会中の所管事務調査について

決定

請願・陳情の審査結果

▼ 請願第1号

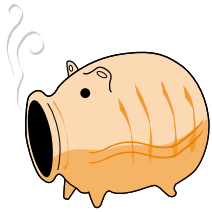
八ッ場ダム等水源開発の検証検討について

継続審査

▼ 請願第2号

保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書

採択



人事案件

【教育委員】

菅澤 庄治(坂)

平成23年6月10日 同意

【固定資産評価審査委員会委員】

米山 繁(宍倉)

島田 栄一(牛渡)

中島 由美子(稲吉東)

大橋 稔(稲吉南)

平成23年6月10日 同意

スーパークールビズの実施

地球温暖化防止策、エネルギー消費量の削減による経費節減を目的とする「クールビズ」について、今年度は、環境省の方針等も踏まえ、逼迫する電力需要に対応するとともに、省エネルギーを推進するため、「スーパークールビズ」を、5月17日から10月末日までに開催される本会議、委員会等の会議において実施しています。

永年勤続で表彰

平成23年6月15日全国市議会議長会定期総会、平成23年5月27日茨城県市議会議長会定例会において、議会議員として多年にわたり、地方自治の発展と市政の向上に貢献したとして表彰されました。

○全国市議会議長会表彰

藤井 裕一

○茨城県市議会議長会表彰

廣瀬 義彰



委員会活動

総務委員会

○委員会付託案件の審査

(6月20日開催)

付託案件

- 専決処分事項の承認を求めることについて (承認第1号)
- 専決処分事項の承認を求めることについて (承認第4号)
- かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)
- 水槽付消防ポンプ自動車の取得について

審査内容

Q 市長は、災害見舞金1千万円をガレキ処理のほうに費用を回したと言っていたが、その分の金額は、予算のどこに反映されているのか。

A 災害見舞金の1千万円につきましては、財団法人茨城県市町村振興協会から、いただいております。その使い道は、これからの協議ということになります。

Q 霞ヶ浦庁舎建設の基金が1億3千万円ぐらいい残っていると思うが、将来的にこれを千代田庁舎の復旧に充てる考えはあるのかを伺う。

A 耐震診断、その後、実施設計という形になるかと思えます。財源の部分については、まだ具体的にありませんので、検討させていただきますかと思えます。

Q 3月11日の災害から相当時間が経っていますが、千代田庁舎の2階、3階があの状態では、職員が1階で仕事をしていた危険だと思えます。いつ頃になったら復旧する予定なのかを伺う。

A 今、耐震診断業務を行っている状況でございます。その結果を基に、耐震診断の判定会議を受けまして、実施設計をやらせていただくという内容になります。

現段階では、工期についてはいつまでというところはつきり出ておりませんので、もう少しお待ちいただきたいと思います。

Q 消防ポンプ自動車を購入した際の設置場所はどこか。また、タンクの容量は。

A 設置場所につきましては、霞ヶ浦地区にある東消防署になります。水槽は1500リットルです。

所管事務調査

● 市長公用車の運行状況について

Q 市長公用車の運行状況に何ら問題がなければ、何をしたら、どこに行ったということを書いていただければいいわけで、市長が、私

的に公用車を使っているということになったときには、調査し報告する義務が出てくる。そういうことを考えると、しっかりと管理できる体制をとるべきではないか。

A 確かに管理の中では、公用車という見地の部分はあるかと思えますが、ひとつは行政の中の行動、そしてまた政治的な行動もあると思えます。そういった中で、市長の行動の全てを管理するということは、難しいと思います。



▲市長公用車



▲水槽付消防ポンプ自動車 (西消防署)

○閉会中に行われた委員会

(5月17日開催)

調査内容

- 防災について
- 災害時相互応援支援協定について
- 入札制度について
- 財産の管理について
- 市長公用車(プリウス)の運行状況について
- 総務委員会の所管に関する事項について
- 行政組織の改革について

文教厚生委員会

○委員会付託案件の審査

(6月20日開催)

付託案件

- 専決処分事項の承認を求めるとについて (承認第1号)
- 専決処分事項の承認を求めるとについて (承認第2号)
- 専決処分事項の承認を求めるとについて (承認第4号)
- かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)
- 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書

審査内容

Q 公立学校の復旧は、国の補助が3分の2と
いうことですが、社会教育施設の災害復旧
については、国庫支出というのは何か基準があ
るのか。

A 県のほうの現地調査が行われる予定で
す。それによって補助になるか、補助対
象がどこまでになるのか、確定になるかと思
います。そのときには財源のほうも組み替え
になろうかと思えます。

Q 学校の校舎に限らず社会教育施設も含め
て、耐震化が済んでいない建物が震災前
には多数あり、今回の震災によって、それらの建
物に、だいぶ負荷がかかり、建物の強度が、さ
らに悪くなっているのか、誰しも心配だと思
います。今後いつ来るかわからない地震に対し
て、限られた予算の中で、どういう対応をして、
皆さんに安心していただくかを伺う。

A 子供の安全というのは、最優先に考えな
くてはならないということでありま
す。統廃合も含めてというような答弁も本会
議でしたとおり、総合的にみて、優先順位を
決めて、これはやるしかないというものは、
やっていくという考え方です。

Q やまゆり保育所の災害復旧修繕費の金額
が、結構大きいですが、被災状況について伺
う。

A 被災状況ですが、棟の続きの接続部の内
壁が、特に破損しました。あと、外構の
U字溝が沈下したというのが主なものです。

○閉会中に行われた委員会

(5月13日開催)

審査内容

- 公立小中学校の統廃合及び校舎の耐震工
事に関する事項
- 文教厚生委員会の所管に関する事項
・ 穴倉出張所のこれまでの経過と今後の
措置について
- 保育制度改革に関する意見書提出を求め
る請願書

視察研修

- つくば市の学校統廃合の計画、事例等の
研修



▲研修風景
(つくば市役所6階会議室)

(7月5日、6日開催)

調査内容

- 文教厚生委員会の所管に関する事項

現地調査

- 東日本大震災により被災した、文教厚生
委員会所管に係る施設等



▲木造地藏菩薩立像
(県指定文化財)



▲下稲吉東小学校
(多目的室)



▲千代田公民館



▲佐賀小学校 (校舎裏)



▲千代田中学校体育館

産業建設委員会

○委員会付託案件の審査

(6月20日開催)

付託案件

- 専決処分事項の承認を求めるとについて (承認第1号)
- 専決処分事項の承認を求めるとについて (承認第2号)
- 専決処分事項の承認を求めるとについて (承認第3号)
- 専決処分事項の承認を求めるとについて (承認第4号)
- 専決処分事項の承認を求めるとについて (承認第5号)
- 専決処分事項の承認を求めるとについて (承認第6号)
- 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)
- 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 市道路線の認定について
- 市道路線の変更について
- 請願書「ハッ場ダム等水源開発の検証検討」について

審査内容

Q マンホールは異常なのに、管路が破損したということだが、管路が動けばマンホールも動くと思うが、考えを伺う。

A マンホールについては、下水道台帳を基準として測量をしました。現場のほうは1センチから多くても2センチ程度の幅がありますが、その程度ですと工事の施工基準の中でも許容範囲ですので、通常の管理の中では、さほど影響がないと判断しました。

Q 下水処理場の末端の排水口では、放射能の検査は行っているのかを伺う。

A 農業集落排水施設の8箇所と田伏の浄化センターについて、施設内の放流槽から放流水を取り、職員の手で放射線量の検査を行っています。また、県で放射性物質の検査を無料でやっていただけたということ、検査を実施した経過もご紹介します。

Q 下水処理場の脱水汚泥は、現段階でどういう処分をしているのか。

A 脱水汚泥は施設の敷地内に仮置きをしています。一般的な土木工事でも使う大きな土のう袋がありますので、その中に脱水汚泥を詰めて、ブルーシートを敷いて、その上にそれを載せ、上から雨等がかかって外に漏れないように、周りを厳重に縛り付けて保管しております。

所管事務調査

- 石岡斎場組合問題について

Q 宮嶋市長が記者会見を行って、建て屋のみの2億5千万円で建設できると言ったことに

関して、市民からの問い合わせが数十件ありました。市民は、市長が発信した2億5千万円の中身もまったくわからないし、それを確認しないまま信じているという状況の中で、これから特別委員会の中で、市長が主張している単独で整備した場合、斎場組合に加入して整備した場合を、数字の面でもきちっと検証していき、市民に知らせていくということをしていかないと、議員一人一人の責任が問われてくると思います。



▲脱水汚泥の仮置き状況



▲脱水汚泥の放射線量の検査状況

○閉会中に行われた委員会

(4月28日、5月12日開催)

調査内容

- 東日本大震災に係る被害対策について

(5月23日開催)

調査内容

- 環境衛生及び公害に関する事項
- 石岡地方斎場の経過について

(7月27日開催)

調査内容

- 負担金、補助及び交付金に関する事項
- 商工業の振興に関する事項

古橋 智樹 議員

Q 旧2町間のアクセス道路の整備を

A 今後大いに検討させていただきたい

Q 東日本大震災の際、千代田庁舎と霞ヶ浦庁舎の連絡手段が途絶えてしまい、現状は車で地道に行き来したと聞く。現状として旧2町間のアクセス道路がスムーズでないが、私は、跨線橋という考え方だけではなく、なるべく曲がり角が少ない道路として、石岡市にご協力をいただき、千代田大橋から中央小学校の付近へ抜ける、行政界を経た形の道路も非常に有益であると考える。市長の考えを伺う。

A 宮嶋市長 アクセス道路につきましては、跨線橋という計画があったわけですが、現在計画は取りやめになっております。この計画の復活は、今のところ考えておりません。霞ヶ浦地区から他市町村を通って千代田庁舎へ来たほうが早かったという結果もあるので、周辺道路は確かにこういう災害のときには大事であろうと思います。このことについては、今後大いに検討をさせていただきたいと思っております。

Q 自主財源の確保を目指し、生活保護法第31条に基づく生活扶助の一部、また、当市の審議会などの報酬の一部を地域商品券とする地域税還元について考えを伺う。

A 宮嶋市長 地域商品券は、地域内の消費活動に直結することから、地域内の産業の振興、事業者の収益増、さらには市への税収増にもつながり、結果的には、その税収が行政サービスに反映されるというサイクルを生むことが想定され、施策としては一定の評価を得ているものと認識しています。継続的な実施の方法として、ご提案の生活保護費や少額報酬の地域商品券化は有効な策とは考えませんが、実施に当たっては現状を大きく変えるものであり、支給される方々のご理解、実施に当たっての法的な問題、メリット・デメリット等の整理も必要ではないかと考えております。

質問事項

21 震災復興計画と危機管理体制について
生活保護と少額報酬の地域商品券化について



▲千代田大橋

佐藤 文雄 議員

Q 国保税が引き下げられる世帯、引き上げになる世帯数の割合は

A 引き下がる世帯55・06% 引き上がる世帯44・75%

Q 今回の国保税改正は加入者の負担能力に応じたものと言えるのか。国保税が引き下げられる世帯数と引き上げになる世帯数の割合はどのようになっているのか。その税額の平均はどれ位かを伺う。

A 宮嶋市長 平成22年度末における課税データをもとに、限度額改正も含めて22年度の税率と改正後の税率の計算を行い、個々の増減を比較し集計した結果、総世帯数7274世帯、うち22年度国保税額より引き下がる世帯が4005世帯（割合55・06%）、引き下がる1世帯当り平均調定額が1万7684円、引き上がる世帯が3255世帯（割合44・75%）、引き上がる1世帯当り平均調定額が6745円です。

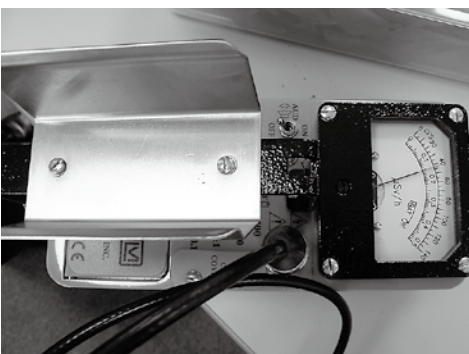
Q 東日本大震災は大地震と津波に加えて、福島原発事故による放射能汚染の拡大が深刻になっている。原発事故により拡散した放射性物質への市の対応について伺う。

A 環境経済部長 農畜産物の風評被害も含め東京電力への損害賠償請求については、4月26日に設立した市の東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策協議会が取りまとめ、県の協議会へ請求書を提出します。市独自の放射線量の測定は、現在、市で所有している放射線量測定器は3台で、総務課、農林水産課、西消防署にて管理し、霞ヶ浦庁舎及び千代田庁舎において毎日測定を行っております。6月1日より市内各小中学校及び保育所、幼稚園でも調査を行い、6月2日より市のホームページで公表を行っております。

質問事項

21 東日本大震災による本市の被害と対応について
「談合入札」をなくし、適正な価格での公共事業の発注を

3 国保加入者の負担能力に応じた国保税への引き下げについて
54 向原土地区画整理組合への税金投入問題について
5 基本水量の見直し水道料金の引き下げを
6 非核平和都市宣言について



▲放射線量測定器

川村 成二 議員

Q 今後の防災対策への取り組みは

A 市民と協働による災害に強いまちづくりを

Q 防災に対し多くの改善すべき課題を見つけることができたのが今回の震災であり、今後起こり得るかもしれない災害に備えることが行政としては必要と考えるが、今後の防災対応の取り組みはどのように推進するのかを伺う。

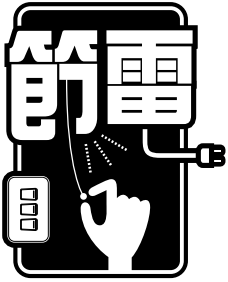
A 宮嶋市長 今回の災害においては、多くの市民の方々にボランティアとして各分野にわたりご協力をいただき、市民の皆さんの力がいかにか大きなものであるかを改めて感じました。また、近所周りのきずきながらも心強いものであったものと考えており、今後、地域コミュニティを通して地域のきずきが一層強く結ばれるようなまちづくり、そして行政と市民の協働による災害に強いまちづくりを目指していきたいと考えております。

Q 政府は福島第一原発の事故に関連し、5月13日に、夏の電力対策として節電の目標値を企業、家庭とも一律15%とすると発表しましたが、かすみがうら市の夏の節電計画の具体策について、目標値は幾らに設定しているのか、施設、設備ごとの具体策はどのように設定しているのか、取り組みのチェックとフォローはどのように進めるのかを伺う。

A 環境経済部長 茨城県の基本方針をもとに、かすみがうら市節電対策取組計画を策定しました。公共施設には節電担当者を設置し、滅灯、エアコンの温度調整、クールビズ・ウォームビズの先行実施等の具体的な取り組み実践項目を表示し、電力需要の15%以上の削減に率先して努めます。フォローについては、電力使用者の方々に対し、国・県・市において積極的に啓発運動・活動を行い、より一層意識を高めることが肝要であると思います。

1 東北地方太平洋沖地震への対応について
2 夏の電力対策としての節電への取組みについて
3 市公式ホームページのあり方について

質問事項



中根 光男 議員

Q ミニFM局の開設について伺う

A 情報周知設備を整備する際の選択肢に

Q 今回の震災では、情報が余りにも錯綜しており正確な情報が伝わらなかったということ、私のほうにもそういうクレームが大分届いたが、今後の確かな防災情報を発信できる策として、ミニFM局の開設について伺う。

A 総務部長 近年、民間運営によるコミュニティFM局がある自治体では、災害時の周知手段として緊急告知FMラジオを導入している事例が多くなっております。

今回の震災では、本市は茨城放送及びNHKの水戸放送局へ依頼をして放送していただきましたが、十分ではなく、情報が入らないとの声を多数いただいておりますので、千代田地区の情報周知設備を整備する際には、ミニFM局の開設も選択肢の一つとして研究してまいりたいと考えております。

Q 東日本大震災は、大地震と津波、原発事故という複合災害であり、多重被害の補償問題についても早急の対応が求められている。生産者にとっては死活問題であり、風評被害にも直接的な被害と同様に十分な補償が不可欠であると考えますが、対応状況について伺う。

A 環境経済部長 市の損害賠償対策協議会が農協出荷者以外の販売農家の相談窓口となっておりますので、窓口開設の周知を漏れなく図るとともに、損害賠償請求に来た方はそれぞれ損害の内容が異なりますので、請求が漏れることのないよう時間をかけて対応してまいりたいと考えております。

1 災害対策の充実について
2 全小中学校に太陽光発電の設置について
3 原発事故と風評被害について
4 各学校の耐震化について
5 社会生活の知恵を教授する法教育について
6 小中学校の防災教育について

質問事項



▲霞ヶ浦地区に整備されている防災無線

栗山 千勝 議員

Q 市単独整備はリスクが多い
市長はなぜ？

A 4億円の案で合意ができなかったため

Q 石岡地方斎場の移転整備については、石岡市と小美玉市は妥協案を出しており、その場合、市の負担は総計で4億5千万円くらいであり、特別債を活用すれば約1億円で済み非常に有利だと思う。市単独で実施したときの2億5千万円は建物だけ、場所が決まっているわけでもない、来年度中にできると言うが、期間は最低1年半かかり物理的に絶対無理ですし、市単独での維持管理費もどのくらいかかるかわからず、市長はなぜリスクの多いほうをとるのか伺う。

A 宮嶋市長 6月5日までの話し合いの中で、当市の負担を4億6、7千万円ぐらいに圧縮できる話まではいきました。4億円という案に乗ってくれば、それで決めようと。リスク管理のことも含め、市単独の場合の見積もりは鉄筋コンクリートでの施工ですから、鉄骨、ヘルベル板の施工にすれば、さらに建築費の圧縮は可能で、2億円程度まで圧縮は可能であると考えており、絶対にトータルで4億円は出ないという考え方です。

Q 震災時に霞ヶ浦地区はすぐに水道が出たが、千代田地区は水道が使えずに非常に困りました。私は合併直後に、千代田地区の水道管が老朽化している、水も思うようにならない、赤水が出ることから、霞ヶ浦地区と管を接続してはどうかと質問しており、今回の結果をみると、もう少し私たち議員の意見も聞いて謙虚な気持ちで対応し、ありがたいのではと思うが、市長の考えを伺う。

A 宮嶋市長 今回の震災での反省点として、広報体制の不十分さとか、水道の復旧が遅かったという点が一番の反省点と考えますので、今後早急に整備してまいりたい。

- 質問事項**
- 1 防災計画と災害対策の反省について
 - 2 予算編成から執行について
 - 3 千代田庁舎2・3階の修繕について
 - 4 職員教育について
 - 5 石岡斎場建設について



▲霞ヶ浦浄水場

岡崎 勉 議員

Q 消防職員の適正配置を

A 組織の再編、在籍職員の異動で対応

Q 今回の災害では人員が少なく、思うように活動ができなかったと思う。特に、消防職員の欠員補充や適正配置人員の確保、これは地域の安全・安心を守るために大変重要であり、救急も、救助も、火災も、一分一秒を争うことはご存じかと思うが、職員の採用を市長はなぜしないのか、その理由を伺う。

A 宮嶋市長 土浦の神立消防署は21名で運営しており、本部機能のない消防署としては、かすみがうら市の東消防署も同じ21名で、比べてもそれほど遜色はなく、問題はないと考えます。今後、平成25年度あたりになると、現実的に足りなくなることが予想されますが、組織の再編、また在籍している職員を異動することで対応できると考えております。

Q 移転する志筑小学校が開校することに伴い、変更となる通学路については、歩道がない場所、街灯のない道路、通行量の多い道路の横断等、安全対策はできているのかを伺う。

A 教育部長 現在学校では、新しい通学路として想定する道路を、保護者とも協議しながら選定し、危険箇所の把握に努めているところですが、これまでに確認された交通安全に対する要望ですが、志筑小学校入り口及び中志筑三叉路に設置されている歩行者用信号機の青信号時間延長で、この件は、教育委員会として既に関係機関に要望書を提出しています。

これからも安全施設等、必要などころは関係機関へ要望し、防犯などの対策には、地域の皆様や学校関係機関と連携し、児童の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

- 質問事項**
- 1 地震など自然災害等に伴う災害対応(体制)について
 - 2 志筑小学校開校に伴う安全対策について
 - 3 土浦市との合併問題について



▲新たに開校する志筑小学校

質問事項

- 1 東日本大震災に伴う災害対応について
- 2 職員的能力開発と行政事務の適正化について



2 職員的能力開発と行政事務の適正化について
 断水対策としては、霞ヶ浦浄水場と下稻吉第2浄水場を結ぶ連絡管の整備を検討します。

Q 今回の大地震を契機に、国や県も自治体の防災対策の抜本的な再検討と見直しの指導がなされていると思うが、市民の安全・安心を確保するために今後直ちに取り組むべき課題として、防災対策の見直しと改善策等についての市長の基本的な考えと、その取り組みについて伺う。

A 宮嶋市長 県の防災計画見直しの動向を踏まえ、市防災計画及び行動マニュアルの見直しを検討していきたいと考えております。

A 宮嶋市長 人事システムの構築として、本年度より昇任試験制度を導入し昇任・昇格の際の基本とする予定で、人事異動の際に活用したいと考えております。また平成20年度から、職員の仕事に対する意欲を向上させるため人事評価制度を導入しております。さらに、毎年仕事と職場環境に関する自己申告をさせており、これらをあわせて適切な人員の配置をまいります。

Q 職員は市長の補助機関として存在しているわけで、いわば市長の行政施策を推進する原動力であり、その職員というエンジンは、より性能のよい、熱効率のよいものでなくてはならないと考えるが、この原動力たる職員的能力開発について伺う。

A 本年度より昇任試験制度を導入

Q 職員的能力開発はいかに

東京電力(株)に対し、緊急要望書を提出

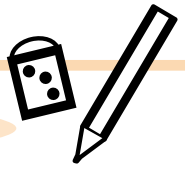


H23.6.1 提出

▲小座野議長(左から2人目) 中根副議長(左)

【要望事項】

- 1 原発事故の早期終息について
 東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散と風評被害の更なる広がりを防止するため、国との連携のもと原発事故の早期終息のため全力を挙げて取り組むこと。
- 2 原発事故に伴う農畜水産物などに対する補償について
 原子力災害対策特別措置法に基づき出荷自粛を求められた農業者や、風評による価格下落などの被害を被っている関係事業者等に対して万全の補償を行うこと。



5月	6月	7月	8月
13日	31日	30日	29日
文教厚生委員会 議会運営委員会、総務委員会	新治地方広域事務組合議会臨時会	議会運営委員会、全員協議会 第2回定例会	議会だより編集特別委員会
17日	30日	27日	28日
市町村長・市町村議会議長会議 茨城県南市議会議長会定例会	議会運営委員会、全員協議会 湖北環境衛生組合議会臨時会	かすみがうら市斎場整備単独事業と 石岡地方斎場建設事業の相互検証の ための調査特別委員会	茨城県後期高齢者医療広域連合議会 定例会
24日	29日	27日	27日
茨城県南市議会議長会定例会 茨城県市議会議長会定例会	議会運営委員会、全員協議会 湖北環境衛生組合議会臨時会	かすみがうら市斎場整備単独事業と 石岡地方斎場建設事業の相互検証の ための調査特別委員会	茨城県後期高齢者医療広域連合議会 定例会
26日	28日	27日	27日
茨城県南市議会議長会定例会 茨城県市議会議長会定例会	議会運営委員会、全員協議会 湖北環境衛生組合議会臨時会	かすみがうら市斎場整備単独事業と 石岡地方斎場建設事業の相互検証の ための調査特別委員会	茨城県後期高齢者医療広域連合議会 定例会
27日	27日	27日	27日
茨城県南市議会議長会定例会 茨城県市議会議長会定例会	議会運営委員会、全員協議会 湖北環境衛生組合議会臨時会	かすみがうら市斎場整備単独事業と 石岡地方斎場建設事業の相互検証の ための調査特別委員会	茨城県後期高齢者医療広域連合議会 定例会
28日	26日	27日	27日
茨城県後期高齢者医療広域連合議会 定例会	議会運営委員会、全員協議会 湖北環境衛生組合議会臨時会	かすみがうら市斎場整備単独事業と 石岡地方斎場建設事業の相互検証の ための調査特別委員会	茨城県後期高齢者医療広域連合議会 定例会
29日	25日	27日	27日
議会だより編集特別委員会	議会運営委員会、全員協議会 湖北環境衛生組合議会臨時会	かすみがうら市斎場整備単独事業と 石岡地方斎場建設事業の相互検証の ための調査特別委員会	茨城県後期高齢者医療広域連合議会 定例会
5日	24日	27日	27日
議会だより編集特別委員会	議会運営委員会、全員協議会 湖北環境衛生組合議会臨時会	かすみがうら市斎場整備単独事業と 石岡地方斎場建設事業の相互検証の ための調査特別委員会	茨城県後期高齢者医療広域連合議会 定例会



緊急質問とは?

緊急質問は、火災、水害、地震、盗難、責任問題等客観的にみても、即刻質問し臨機の措置を質す必要があるような緊急性が認められる内容のものである場合と、緊急を要するというものではないが、是非とも質問しなければならぬような、住民の関心の的となっている問題など、真にやむをえないと客観的に認められる場合でなければならぬ。

こうした緊急質問に必要な要件を有するかどうかの判断は、第一次的には質問者である議員が行うが、緊急質問の可否は、議会の同意を諮ることとしているので、最終的には議会が判断するものである。

平成23年

第3回定例会のお知らせ

かすみがうら市議会第3回定例会は9月1日(木)から開会予定となっております。会期日程(案)については、お知らせ版に掲載いたします。

編集後記

情報化社会と言われる今日、テレビや新聞、雑誌、インターネットなどからもたらされる多種多様な情報は、個人個人の考え方や行動にも大きな影響を与え、ときとして、それが一つの世論を形成してしまう側面があることも、よく見極めておこなってなりません。

いよいよ当市では、本格的な果樹観光シーズンを迎えるわけですが、やはり心配なのは原発事故による農産物などへの風評被害の影響であります。

これまで議会としても、関係諸団体と連携をとりながら、ただちに所管の農林水産省に対して農水産物の適正な補償や風評被害の解消について、緊急要望などを行って参りました。

当市の基幹産業ともいえる水産物・農産物の品質と安全性は十分に確保されているわけです、特に市場・消費関係者には正しい情報に基づいて、正しい選択をしていただきたいものだと思います。

ともかく節電対策など、市民の生活スタイルや産業・サービスのあり方にまで影響を与えている原発事故が一日も早く収束し、被災地域の復旧・復興対策が強力に推進されることを願っています。

議会だより編集委員 山本 文雄

ご意見をお寄せ下さい

詳しいことは、議会事務局へお問い合わせください。電話 0299 (59) 2111 内線 1302 FAX 0299 (59) 4753
ホームページ <http://www.city.kasumigaura.ibaraki.jp/gikai/> メールアドレス gikai@city.kasumigaura.ibaraki.jp